

くらしの安心情報

情報ファイル NO.55

平成 21 年 1 月 9 日

「マンションを購入しないか?」としつこい電話が何度もかかり、断ると脅迫された!

被害内容

【相談者 50 代男性】

「投資目的にマンション購入を! 損をすることはない。」と、職場や自宅に勧誘電話がありました。興味がないので断ったのですが、その後もしつこい電話が何度もかかり、電話を切ろうとすると、「失礼だ! 社会人の態度か!」「家族に気をつける!」などと脅おどされました。どう対処すればよいのでしょうか。恐くてなりません。

対処方法

投資用マンションの悪質な電話勧誘の相談が増えています。相談の内容は、「長時間、強引、脅迫まがいの勧誘をされた」・「断ったのに何度も勧誘される」・「収入になるかのような説明」・「販売目的、業者名、販売員の氏名を告げない」などです。マンション購入の勧誘については、宅建業法等で規制されていますが、必ずしも十分とは言えません。

- ・ 相談者には、買う気がなければき然と断り、断った際に怒鳴られても決して応じないよう助言しました。着信拒否などの迷惑電話に関するサービスを利用することも対策として考えられます。
- ・ 非常に悪質な勧誘を受けた際、業者名や連絡先がわかる場合は、宅建業法の所管課に申し出てください。(県: 建築住宅課、国: 国土交通省)
- ・ 万が一契約してしまった場合は、早めに消費生活センターにご相談ください。

最後まで話を聞け!



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)